

# オープンソースライセンス模擬試験



**OSS License  
Checked!**

2011年10月11日(火)  
NEC OSS推進センター・姉崎 章博

では、OSSライセンス模擬試験を始めます。

# 解答解説

全15問

四択一

時間10分

**解答用紙はアンケートを兼ねており回収させていただきますので、  
解答は問題用紙にも記入してお持ち帰りください。**

## Q1. 以下のうち、正しい文章はどれか。

- ア OSSのライセンスとは、GPLのことである
- イ OSSライセンスとは、プログラムを無料で使用できるライセンスである
- ウ GPLのプログラムを販売すると、ソースをWebに公開する義務が発生するライセンスである
- エ 研究論文の成果として無償で公開したプログラムに含まれるGPLのプログラムは、ソースコードも開示しなければならない

## Q1. 答え **エ 研究でもソースコードを開示しなければならない**

ア: GPLしか考えていない人が少なくないですが、BSD, Apache, EPL, LGPL その他多数あります

イ: 無料と書かれたOSSライセンスは見たことがありません。

翻って「OSSには無償で提供しなければならない義務がある。」というのは全く誤解を招く表現です。

ウ: GPLなどOSSライセンスは、再頒布(販売)する際の条件です。

つまり、販売する前に条件を満たさなければならず、販売後に義務としてソース公開を準備しては著作権違反です。

また、GPLはWebに公開することを条件に書いた条項はありません。

エ: 無償なら何をしてもいいという勘違いが少なくないので、ご注意ください。

## Q2. OSSに関する次の記述中のa,bに入れる字句の適切な組み合わせはどれか。

OSSの頒布に当たっては、頒布先となる個人やグループを制限 。  
また、OSSを複製したり改良したりして再頒布することは許可されて 。

	a	b
ア	してはいけない	いない
イ	してはいけない	いる
ウ	することができる	いない
エ	することができる	いる

(情報処理技術者試験H22秋(IP)午前問77)

Q2. 答え **イ 制限してはいけない。再頒布は許可されている。**  
オープンソースの定義 (OSD) <http://opensource.jp/osd/osd-japanese.htm>

- 個人やグループに対する**差別の禁止**  
ライセンスは特定の個人やグループを**差別してはなりません。**
- 派生ソフトウェア  
ライセンスは、**ソフトウェアの変更**と派生ソフトウェアの作成、  
並びに派生ソフトウェアを元のソフトウェアと同じライセンスの下で  
**頒布することを許可しなければなりません。**

### Q3. 以下のうち、OSSのみからなる組み合わせはどれか。

- ア Apache, Acrobat Reader, Linuxカーネル
- イ Apache, Samba, Oracle JRE (Java Runtime Environment)
- ウ Acrobat Reader, Oracle JRE, Linuxカーネル
- エ Apache, Samba, Linuxカーネル

### Q3. 答え **エ Apache, Samba, Linuxカーネル**

ソースコードが入手でき、ソースコードの改変と手を加えたソースコードの再頒布が認められているソフトウェアがOSSです。

より厳密には、Open Source Initiative(OSI)が定義した10項目に沿ったライセンスのソフトウェア、という定義になります。

**Acrobat Reader と Oracle JRE はソースが公開されていないフリーウェア (フリーソフト) と呼ばれるものです。**

## Q4. 著作者の了解を得ないで次の行為を行った場合、著作権法に照らして**適法**な行為はどれか。

- ア 購入したCDの楽曲を自分のPCにコピーし、PCで毎日聴いている。
- イ 購入したCDの楽曲を自分のホームページからダウンロードできるようにしている。
- ウ 自社製品に関する記事が掲載された雑誌のコピーを顧客に配布している。
- エ 録画したテレビドラマを動画共有サイトにアップロードしている。

(情報処理技術者試験H22春(IP)午前問25)

## Q4. 答え **ア** 自分のPCにコピー

著作権法 <http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html>

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信(送信可能化を含む)を行う権利を専有する。

➡ **イ、エ Webへのアップロードは、著作者が専有する公衆送信権を侵害しているわけです。**

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

➡ **ウ 自社製品に関する記事でも雑誌の複製権は、著作者である記者にあり、記者の専有する複製権を侵害しています。**

第三十条 著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合

## Q5. パブリックドメインソフトウェアとするための条件はどれか。

ア オリジナルのライセンスと同じ条件を適用する。

GPLで課せられる条件の説明

イ 公的機関に対して、ソースコードを公開する。

そのような公的機関はない。

ウ 著作権を放棄する、又は放棄の宣言をする。

エ 著作権を留保したまま、自由な配布を認める。

OSSについての説明

(情報処理技術者試験H21秋(ST)午前II問25)

Q5.答え **ウ 著作権を放棄する、又は放棄の宣言をする。**

Q6. 著作権法の言葉でいうと、OSSライセンスは、プログラムの何の際の許諾か。

- ア 利用 (exploit)
- イ 使用 (use)
- ウ 購入 (purchase)
- エ 販売 (selling)

Q6. 答え **ア 利用 (exploit)**

## 著作権法

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の**利用**を許諾することができる。

これがライセンス条文

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。



Q7. OSSライセンスの言葉でいうと、OSSライセンスは、プログラムの何の際の許諾か。

- ア 実行 (execution)
- イ 再頒布 (redistribution)
- ウ 発注 (order)
- エ 閲覧 (browse)

Q7. 答え **イ 再頒布 (redistribution)**

### new BSDライセンス

- ・ソースコードを**再頒布**する場合、(**Redistributions** of source code must・・・)
- ・バイナリ形式で**再頒布**する場合、(**Redistributions** in binary form must・・・)

### GPLv2

- 3. あなたは・・・複製または**頒布**することができる。  
(3. You may copy and **distribute** the Program・・・)

Q8. プログラムのバイナリのみ頒布を禁止していないOSSライセンスはどれか。

- ア GNU GPL (GNU General Public License)
- イ GNU LGPL (GNU Lesser General Public License)
- ウ EPL (Eclipse Public License)
- エ Apache License

Q8. 答え **エ Apache License**

#### 4. 再頒布 (一部)

- ・あなたは、ソース形式であれ**オブジェクト形式であれ**、変更の有無に関わらず、以下の条件をすべて満たす限りにおいて、成果物またはその派生成果物のコピーを複製したり**頒布したりすることができます。**

#### 1. ライセンスのコピー 4. NOTICE(帰属告知)

[http://sourceforge.jp/projects/opensource/wiki/licenses%2FApache\\_License\\_2.0](http://sourceforge.jp/projects/opensource/wiki/licenses%2FApache_License_2.0)

Q9. OSSとの結合著作物のプログラムを作製した。作製したプログラムも同じ条件で頒布することを求めるOSSライセンスはどれか。

- ア GNU GPL (GNU General Public License)
- イ GNU LGPL (GNU Lesser General Public License)
- ウ EPL (Eclipse Public License)
- エ Apache License

Q9. 答え **ア GNU GPL (GNU General Public License)**

### 第2項 (一部)

- ・あなたが同じ部分を『プログラム』を基にした著作物全体の一部として頒布するならば、**全体としての頒布物は、この契約書が課す条件に従わなければならない。**

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html>

**Q10. GPLのOSSを使い、ソースコードを開示しなかった場合にライセンス違反となるものはどれか。**

- ア OSSとアプリケーションソフトウェアとのインターフェースを開発し、販売している。**
- イ OSSの改変を他社に委託し、自社内で使用している。**
- ウ OSSの入手、改変、販売をすべて自社で行っている。**
- エ OSSを利用して性能テストを行った自社開発ソフトウェアを販売している。**

(情報処理技術者試験H21秋(FE)午前問21改)

**Q10.答え ウ OSSの入手、改変、販売をすべて自社で行っている。**

GPLも**頒布**の際のライセンスです。

OSSを**物理的に明確に頒布** (この場合、販売) しているのは、ウのケースです。

**Q11. ソースコードの開示が必要な多くのOSSライセンスにおいて、開示方法として間違っているものはどれか。**

- ア バイナリコード(を含む製品)と共に対応するソースコードを添付する**
- イ バイナリコード(を含む製品)に、手数料程度の金額で対応するソースコードのCD-ROM送付の申込書を添付する**
- ウ 製品窓口に要求があったら、ソースコードを提供する準備だけはしておく**
- エ 製品サイトなどで対応するソースコードをダウンロードできる旨を記載した文書を添付する**

**Q11. 答え **ウ 準備だけ****

**製品窓口に要求があったら、ソースコードを提供するつもりでも、その意志をバイナリコード(を含む製品)に伝えていなければ、ライセンス違反となります。**

**Q12. GPLのOSSを利用するプログラムを開発し、OSSを含めて販売する場合、開発プログラムのソースコード開示が必要なケースはどれか。**

- ア GNUプログラムから、開発プログラムをfork/execで実行する場合
- イ 開発プログラムから、GNUプログラムをfork/execで実行する場合
- ウ 開発したJavaアプリから、GNUプログラムをJNI (Java Native Interface) で呼び出した場合
- エ 開発したプログラムの設定変更のために、ユーザがGNUプログラムでコンパイルする場合

### **Q12. 答え ウ JNIで呼び出した場合**

GNUのGPLのFAQでそれぞれ、条件が課さない旨が書かれています。

ア <http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.ja.html#GPLAndPlugins>

イ <http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.ja.html#GPLPluginsInNF>

エ <http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.ja.html#CanIUseGPLToolsForNF>

ウ: 一方、「JNIによってアクセスされるライブラリは、それらと呼ぶJavaプログラムと動的にリンクされています。」ということで、GPLの条件を求めるようです。

<http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.ja.html#IfInterpreterIsGPL>

少なくとも、GNUはこういうスタンスと解釈して良いかと思えます。これがGPLの定義というわけではないことに注意しなければなりません

# Q13. 著作権法において、保護の対象とならないものはどれか。

- ア インターネットで公開されたフリーソフトウェア
- イ ソフトウェアの操作マニュアル
- ウ データベース
- エ プログラム言語や規約

(情報処理技術者試験H21春(FE)午前問78)

## Q13. 答え **エ プログラム言語や規約**

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

(省略)

九 プログラムの著作物

2 (省略)

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。

(省略)

第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

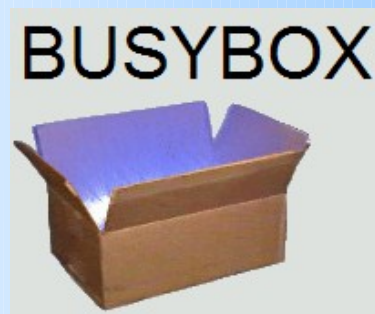
(著作権法)

**Q14. 2009年12月米国で、あるOSSのソースコードを開示しなかったため、14社もの企業が提訴された。そのOSSとはどれか？**

- ア Linuxカーネル
- イ GCC (コンパイラ群)
- ウ BusyBox (ツール群)
- エ MySQL (データベースソフト)

**Q14.答え ウ BusyBox**

<http://www.busybox.net/>



**ファイルサイズが小さく。Linux家電で良く利用。**

**GPLv2。家電製品で利用した場合、BusyBoxのソース開示が必須となる。**

<http://www.softwarefreedom.org/news/2009/dec/14/busybox-gpl-lawsuit/>



# 2009年12月14日 SFLC、Best Buyなど14社をGPL違反で提訴

SFLC : Software Freedom Law Center

<http://japan.cnet.com/news/biz/story/0,2000056020,20405353,00.htm?tag=nl>

1. BestBuy's Blu-ray DiscPlayer

ブルーレイ・プレイヤー

2. Samsung's LCD HDTV's

3. Westinghouse's LCD HDTV

HDテレビ

4. JVC's LCD HDTV and IP Network Camera

5. Western Digital's WD TV HD Media Player

デジタルサイネージ

6. Bosch's Security System DVR

7. Phoebe Micro's wireless routers and IP Motion Wireless Camera

監視カメラ

8. Humax's HD HDTV DVR

9. Comtrend's bonded modems

10. Dobbs-Stanford's digital media player

11. Versa Tech's weatherproof dual radio outdoor wireless access point

12. ZyXEL's 4 Port Router

ルーター

13. Astak's security camera system with DVR and security system DVR devices

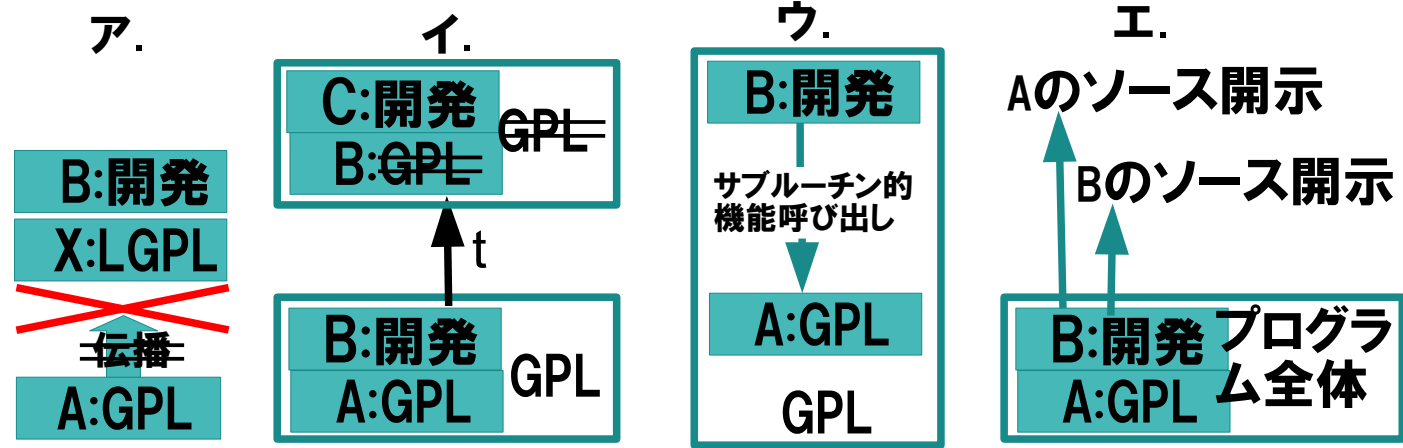
14. GCI's digital music controller

# Q15. GNU GPLのプログラムAと、自分で開発したプログラムB/Cとの関係について正しい説明はどれか。

- ア A(Linux)のGPL伝播を遮断するために、開発したプログラムB(アプリ)との間に、LGPLのプログラムX(glibc)を挟むとGPL伝播しない。 伝播するわけではない
- イ 開発したB(デバドラ)をOS A(Linux)と一緒にしてGPLで頒布した場合、BはGPLとなり、その後、Bを今まで利用していたOS C(商用OS)の一部として頒布すると、GPLにならない
- ウ 開発したB(スクリプト)がGPLのA(perlライブラリ)の機能をサブルーチ的に利用(バインディング)していても、Aをリンクしていないので、BをGPLで頒布する必要はない。 プログラム全体の著作物の条件に「リンク」は無い
- エ 開発したB(デバドラ)を含む全体のプログラムの一部としてA(Linux)を頒布する場合、Aのソースコードはもちろん、Bのソースコードも開示しなければならない。

## Q15.の答え **エ**

しかし、あなたが同じ部分を『プログラム』を基にした著作物全体の一部として頒布するならば、全体としての頒布物は、この契約書が課す条件に従わなければならない。GPLv2第2項



# テキスト有りの有料セミナーをご利用ください

NEC OSSライセンス・コンプライアンス コンサルティング・サービス

<http://www.nec.co.jp/oss/IPconsul/>

